

高千穂郷日本一の道づくり活動認定要領

宮崎県西臼杵支庁
令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 西臼杵地域においては、道路の役割や重要性に対する住民、企業及び団体の理解が深く、県管理道路の清掃、草刈り、植栽等の活動が積極的に行われるなど道路環境意識及び道路愛護意識が高いことから、道路愛護活動支援事業実施要領（令和6年4月1日道路保全課定め。以下「実施要領」という。）に基づくアダプト活動（以下「アダプト活動」という。）を積極的に推進し、連なる山々、深い溪谷、清らかな川の流れ、手入れが行き届いた棚田などの西臼杵地域の美しい自然と調和した良好な道路景観の創出を図るため、アダプト活動を「高千穂郷日本一の道づくり活動」として認定する。

(認定)

第2条 「高千穂郷日本一の道づくり活動」の認定は、西臼杵支庁長が実施要領第4条第1項の規定に基づき協定を締結した実施要領第4条第4項に規定する活動団体（以下「活動団体」という。）に認定証を交付することによって行う。

- 2 「高千穂郷日本一の道づくり」の認定証の交付は、前項の協定を締結したときに行う。
- 3 「高千穂郷日本一の道づくり活動」の認定証は、別記様式のとおりとする。

(道路保全課長への報告)

第3条 西臼杵支庁長は、「高千穂郷日本一の道づくり活動」を認定したときは、その旨を道路保全課長に報告するものとする。

(アダプト看板等への表記)

第4条 西臼杵支庁長は、実施要領第9条第5項の規定に基づき設置するアダプト看板に「高千穂郷日本一の道づくり活動」として認定した旨を表記するものとする。

- 2 活動団体は、アダプト活動を広報するときは、「高千穂郷日本一の道づくり活動」として認定された旨を表記できるものとする。

(協定の解除に伴う措置)

第5条 実施要領第13条第1項の規定に基づき協定の解除があったときは、「高千穂郷日本一の道づくり活動」の認定は取り消したものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項については、西臼杵支庁長と活動団体とで協議の上、定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。



認定証

殿

貴団体の活動は西臼杵地域の美しい自然と調和した良好な道路景観の創出に大きく貢献するものと認められます
よって貴団体の活動を「高千穂郷日本一の道づくり活動」に認定します

令和 年 月 日

宮崎県西臼杵支庁長

□ □ □ □ □